

平成19年1月18日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

剰余金の配当に関する源泉徴収手続き相違について

中央三井信託銀行が、株主名簿管理人として配当金の支払い事務を行っております一部の発行会社の株主さまに対し、下記のとおり、源泉徴収が不要である配当金について、誤って源泉徴収を行ってお支払いしたことが判明いたしました。

過剰に徴収した金額についてはご返金の手続きを予定しておりますが、該当の株主さまには大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

今後は、このようなことがないよう発行会社との連携を強化し、配当金の原資を確認するための方法を確立する等、万全の体制を構築して参ります。

記

1. 相違の内容

株式会社ザ・トーカイ(第60期中間配当金)およびトナミ運輸株式会社(第87期中間配当金)におきまして、資本剰余金を配当原資とすることが判明したため、みなし配当部分を除く金額について源泉徴収が不要となります。

平成18年度税制改正により、資本剰余金を原資とする配当は、「みなし配当」部分を除き、配当所得として取り扱われなくなりました。(所得税法第24条、第25条第1項第3号)

2. 今後の対応

該当の株主さまへはご返金手続きに関するご案内を郵送いたします。お支払い開始日は1月23日となります。

以 上

< 本件に関する株主さま専用の照会窓口 >

中央三井信託銀行 証券代行部 0120-88 3559 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9:00~午後5:00 (2月3日以降の土・日・祝日等銀行休業日を除く)